

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 鳥獣被害総合対策事業の項中「鹿屋市鳥獣害防止対策協議会」を「鹿屋市
鳥獣害防止対策協議会及び鳥獣の処理加工を行う者」に改める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。